(3)　事業計画の合理性

本件事業は、現道の幅員狭小及び線形不良箇所を解消し、安全かつ円滑な車両の交通を確保することを目的としてバイパス方式により改築するものであり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業を施行するルートの選定にあたっては、バイパス案と現道拡幅案について比較検討が行われている。

申請案と代替案を比較すると、申請案は施工延長において長くなり、必要取得面積も大きいが、宅地及び支障物件が少ないため土地利用に与える影響が小さく、また現道の交通規制を必要とする区間が短く、施工性に優れ、事業費も廉価になることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

さらに、本体事業施行に伴う市道及び普通河川の付替工事の計画は、施設の機能維持について必要最小限の付替を行うものであり、社会的、技術的及び経済的に適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上(1)～(3)の検討から、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は約9割の区間が道路幅員6.0m未満であり、中には最小幅員3.5mの区間が存在する上、視距確保が困難なカーブが15箇所も存在し、車両の通行や離合に支障をきたしていることから、できるだけ早期に安全で円滑な交通を確保する必要がある。

また、市内にICを持たない状況から、玉野市長が玉野市平成23年度重点施策提案書において、玉野市の最寄りICである瀬戸中央自動車道水島ICへのアクセス強化を要望している。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　岡山県倉敷市役所児島支所

第6　収用又は使用の手続が保留されている起業地　岡山県倉敷市児島由加字児之池、字児ノ池、字化粧畷、字磨、字長谷、字榎之等及び字榎ノ等地内

国会事項

衆議院

質問書提出

六月二十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

大飯原発再稼動等に関する質問主意書（松木けんこう提出）

虚偽の捜査報告書を作成した検察官に対する検察庁の処分等に関する再質問主意書（浅野貴博提出）

参議院

質問主意書提出

六月二十八日議員から次の質問主意書が提出された。

シリアの治安情勢に関する再質問主意書（佐藤正久提出）（第一六六号）

病院の初診に関する質問主意書（丸山和也提出）（第一六七号）

四国電力伊方原発沖の活断層と伊方原発三号機再稼働に関する再質問主意書（福島みずほ提出）（第一六八号）

辞令

（委員部調整課長）参議院参事　木下　博文
委員部副部長を命ずる
委員部調整課長事務取扱を命ずる
（管理部管理課長）同　小渕　亮
管理部副部長を命ずる
管理部管理課長事務取扱を命ずる
参議院参事　伊藤　文靖
議事部議事課議事主幹を命ずる
同　八鍬　敬嗣
委員部議院運営課調整主幹を命ずる
（警務部警務課長）参議院参事　藤井誠一郎
警務部警備第一課長事務代理を命ずる（以上七月一日）

参議院法制局

辞令

（第二部長）参議院法制局参事　長野　秀幸
第一部長を命ずる
第二部長兼務を命ずる
（法制次長）同　岩崎　隆二
第一部長事務取扱を免ずる（以上七月一日）

人事異動

内閣

総務大臣政務官　福田　昭夫
願に依り本官を免ずる（六月二十七日）

法務省

（高松高等検察庁検事長）検事長　勝丸　充啓
広島高等検察庁検事長に補する
（広島高等検察庁検事長）同　鈴木　和宏
福岡高等検察庁検事長に補する
検事長　清水　治
高松高等検察庁検事長に補する
（名古屋地方検察庁検事正）検事　酒井　邦彦
最高検察庁検事に配置換する
法務総合研究所長に充てる
（最高検察庁検事）同　寺脇　一峰
名古屋地方検察庁検事正に配置換する
（福井地方検察庁検事正）同　小島　吉晴
最高検察庁検事に配置換する
（最高検察庁検事）同　大谷　晃大
福井地方検察庁検事正に配置換する
（東京地方検察庁総務部長）同　小山　紀昭
東京高等検察庁検事に配置換する
（大阪高等検察庁次席検事兼法務総合研究所大阪支所長）同　松井　巖
最高検察庁検事に配置換する
法務総合研究所大阪支所長の併任を解除する
（名古屋高等検察庁次席検事兼法務総合研究所名古屋支所長）　野々上　尚
同
大阪高等検察庁検事に配置換する
大阪高等検察庁次席検事を命ずる
法務総合研究所大阪支所長に併任する
法務総合研究所名古屋支所長の併任を解除する
（釧路地方検察庁検事正）同　水野谷幸夫
名古屋高等検察庁検事に配置換する
名古屋高等検察庁次席検事を命ずる
法務総合研究所名古屋支所長に併任する
（大阪高等検察庁検事法務総合研究所教官・法務総合研究所国際協力部長）同　山下　輝年
釧路地方検察庁検事正に配置換する
（最高検察庁検事東京法務局長）　相澤　恵一
同
仙台地方検察庁検事正に配置換する
（松江地方検察庁検事正兼広島高等検察庁松江支部長）同　石田　一宏
最高検察庁検事に配置換する
東京法務局長に充てる
広島高等検察庁検事の併任を解除する
（福岡地方検察庁次席検事）同　新倉　英樹
松江地方検察庁検事正に配置換する
広島高等検察庁検事に併任する
広島高等検察庁松江支部勤務を命ずる
広島高等検察庁松江支部長を命ずる
（大阪地方検察庁刑事部長）同　玉置　俊二
福岡地方検察庁検事に配置換する
福岡地方検察庁次席検事を命ずる
（東京高等検察庁検事兼法務総合研究所教官）検事兼法務教官　野口　元郎
大阪高等検察庁検事に配置換する
法務総合研究所教官・法務総合研究所国際協力部長に充てる
法務教官（法務総合研究所教官）の併任を解除する